

第 45 会期国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会の  
開催結果について

平成 18 年 4 月 19 日  
総 務 省  
外 務 省  
文 部 科 学 省

I 概要

国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会（以下、「法小委」）は、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）の下に設置された小委員会であり、宇宙活動に係る諸問題について法的側面からの検討を行っている（年 1 回開催。他に科学技術的側面からの検討を行う科学技術小委員会（以下、「科技小委」）がある。）。

法小委では、これまで宇宙 5 条約（宇宙条約、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約、宇宙物体登録条約及び月協定）、国連総会決議となった法文書（リモートセンシングに関する原則宣言、原子力電源の使用に関する原則宣言等：条約や慣習法のような法的拘束力を持たない）の審議・採択が行われている。

第 45 会期は、以下の通り開催された（別紙に全体スケジュールを示す。）

期 間 2006 年 4 月 3 日（月）～4 月 13 日（木）

場 所 ウィーン国際センター（オーストリア共和国）  
参加国 約 60 カ国（その他に、オブザーバーとして国際機関が参加）

出席者 外務省：在ウィーン国際機関日本政府代表部角大使  
（主席代表）

山川専門調査員

国際科学協力室坂田事務官

文部科学省：研究開発局参事官（宇宙航空政策担当）付  
高橋専門職

総務省：宇宙通信政策課松岡国際係長

JAXA：総務部法務課佐藤課長、森川主査

II 今会期の審議の主な結果

1. 今会期では、特に議題 6「宇宙 5 条約のステータスと適用」及び議題 11「国家と国際機関による宇宙物物体登録の実際」において議論の進展が見られた。

議題 6 では、宇宙損害責任条約への加入を促すために、加入することの利点をまとめた文書を、国連宇宙部より本条約未加入国に送付することとされた。

議題 11 は、昨今の宇宙分野における商業活動の増加等により、各国における宇宙物体登録制度の重要性が増していることを踏まえ、前々会期より 2007 年までの 4 ヶ年の作業計画で宇宙物体登録に関する審議を行っているものである。今回の議論では、各国における国内登録制度の創設及び国連への情報提供の促進等に進捗が見られたという認識の一方で、

非登録物体が増加している現状を踏まえ、登録情報の管理、非登録物体の扱い、軌道上物体の所有者の移転の際の運用等、審議すべき課題をとりまとめたWG議長ノンペーパーが作成され、次会期に勧告案を採択すべく引き続き審議されることとなった。

## 2. 明年法小委議題（議題 12）

ブラジルから、新規議題として「各国の Geo-Spatial Data インフラの開発のための能力開発に向けた国際協力」（注：ブラジルによると、Geo-Spatial Data とは、リモートセンシングデータを含む衛星等から取得された地球の状態に係るより広い範囲のデータを意味するとのこと）の提案がなされたが、各国からのコメントを踏まえて次回法小委での新規議題化は見送られた。本提案は平成 19 年 6 月に開催される本委員会（第 49 会期）において再度提案がなされる予定。

また、これまで提案されていた「リモートセンシング原則レビュー」等については、次回法小委の議題として提案されることはなかったが、引き続き将来審議すべき案件として、リストに残されることとなった。

## III 所感

1. 今会期では、宇宙物体登録（議題 11）に審議が集中したが、本議題は、宇宙分野における商業活動の活発化に伴い、宇宙開発利用の国際的な枠組みに変化をもたらす可能性があるものであり、我が国としても引き続き注視が必要。

2. ロシア、ウクライナ等の包括的統一宇宙条約、ラテンアメリカ諸国のリモートセンシング原則レビュー等の提案については、我が国の宇宙開発利用や関連条約の国内履行に対して与える影響に留意しながら、各国の動向を見つつ、引き続き適切に対処する必要がある。

3. 一般発言において中国が主導しているアジア太平洋宇宙協力機構（APSCO）に署名した国は APSCO に言及していた<sup>1</sup>が、我が国のアジア地域での取組であるアジア太平洋地域宇宙機関会議（APRSF）や衛星によるアジア災害監視ネットワークの構築に向けた取組である「センチネルアジア」等について言及した国は我が国のほかになかった。また、法小委においては発言の機会が多いラ米諸国との協力を進める中国の存在感が目立ち、我が国も国際社会の場で広く存在感を示すためには、アジア地域以外の国々との協力の可能性についても検討することが必要。

4. 今後の法小委への対応として、宇宙法の専門的知識を有する専門家の継続的な対応が必要<sup>2</sup>であるとともに、各国の外交官や宇宙機関の代表者が多数参加していることから、我が国としても、宇宙活動における外交的な視点からの情報収集・発信の場として積極的に活用していくことについて検討していくことが重要。

---

1 ここが委員に質問されていた部分。

2 ここをもっと真剣に議論してもらいたかった。各委員が否定しているのではないが、積極的に議論しない。宇宙を国家安全保障や外交と結び付けない日本の大問題点ではないか。

## 参考

### 個別議題の結果

#### 1. 議長選出・議題採択・議長演説（議題 1-4）

提案通り議題が採択された。

また、議長のゴンザレス氏（チリ）の選出のあと、各議題及び各 WG 設置の説明があった。

#### 2. 一般発言（議題 5）

本議題では、各国から、宇宙開発の状況、宇宙活動に伴う法的側面への対応、法小委への取組みについて発言が行われている。

我が国からは、例年同様、我が国の宇宙開発の状況（①昨年 10 月に福岡で開催された第 56 回国際宇宙会議（IAC）の成功、②APRSAT 等を通じた災害対応への体制構築の重要性と衛星によるアジア災害監視ネットワーク（Sentinel Asia）の構築に向けた取組、③過去 1 年の我が国の打上げ実績、④宇宙活動に伴う法的側面への我が国の対応、法小委への我が国の取組み方等）について発言を行った。

#### 3. 宇宙 5 条約のステータスと適用（議題 6）

本議題では、宇宙 5 条約（宇宙条約、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約、宇宙物体登録条約及び月協定）の締結状況について議論が行われている。

第 41 会期（2002 年）より、WG が設置され、宇宙法の普

及促進及び宇宙諸条約の履行状況のレビューを行っている。今会期においても WG が開催され、ウクライナ等が提案している「国際宇宙法の将来の改善のための選択肢に関して各国の所感を問うクエスチョネア案」も含め審議が行われ、クエスチョネア案の位置付け等については引き続き次会期も WG を継続して議論することとし、損害責任条約への加入を促すために、加入することの利点をまとめた文書を、国連宇宙部より本条約未加入国に送付することとされた。

#### 4. 宇宙法に関連する国際機関の活動状況（議題 7）

本議題では、宇宙法に関わる国際機関の活動状況の紹介が行われている。

今会期では、欧州宇宙機関（ESA）、欧州気象衛星機関（EUMETSAT）、国際宇宙連盟（IAF）、国際法協会（ILA）、宇宙世代フォーラム（SGF）等から活動報告が行われた。各機関からは、今後とも法小委の審議に貢献する旨の発言、各機関が実施した宇宙法、宇宙における倫理問題等に関する活動の報告等が行われた。

#### 5. 宇宙空間の定義（議題 8 (a)）

(1) 本議題では、第 6 会期（1967 年）以来、宇宙空間の定義について、定義が必要と主張するロシア等旧東欧諸国、不要とする米を中心とした欧米諸国（我が国含む。）、定義を行い、**静止軌道に赤道直下諸国の主権的または優先的権利を認めるべきとする赤道直下諸国等の主張**が展開され、議論されている。

(2) 第 41 会期 (2002 年) から前会期に引き続き、今会期も宇宙空間の定義に関して WG (議長: モンセラート氏 (ブラジル)) での議論が行われた。本 WG では、国連全加盟国に配布された「エアロスペース物体に関するクエスチョネア」(全く異なる法体系が適用されている宇宙空間と空域との境界を画定することが必要であるとして問題提起し、第 34 会期 (1995 年) においてクエスチョネアの実施が合意され、国連事務局より口上書をもって各国へ回答を要請されたもの。) に対する回答状況及びその分析資料に関する報告が行われた。

各国から、これまで得られた回答から、その傾向を特定する作業が必要 (エクアドル、リビア、ロシア等) との発言もあったが、質問を明確化する必要がある (カナダ) との発言もあった。これらを踏まえ、議長は、各国に対して再度回答を求めるとともに、あらためて他の方法論についても検討を開始するよう呼びかけた。

#### 6. 静止軌道問題 (性質と応用) (議題 8 (b))

本議題では、静止軌道に赤道直下諸国の主権的または優先的権利を認めるべきとする赤道直下諸国と、それに反対する先進国の間で議論が行われている。

今会期でも、赤道直下諸国から、静止軌道への公正なアクセス、発展途上国への配慮 (エクアドル、コロンビア) について発言があり、次回も引き続き議論する必要があることが確認された。また、法小委における法律的な議論と国際電気通信連合 (ITU) における技術的な議論とのリンクに関し、

議長は、ITU にかつて実施されその後費用を理由に途絶えた報告書の送付を再び要請するため、国連事務総長を通して ITU に書簡を送付すると述べた。

#### 7. 原子力電源 (NPS) 原則のレビュー (議題 9)

本議題では、「宇宙空間における原子力電源の使用に関する原則宣言」のレビューを行っている。

今会期では、2006 年 2 月 20 日から 22 日にかけて行われた COPUOS 科技小委と IAEA とが共同開催したワークショップについて言及し、このように科技小委、法小委、IAEA などの複数の国際組織間の協力が重要であるとの見解が示された。

#### 8. 可動物件の国際的権益に関する条約の宇宙資産議定書予備草案の検討 (議題 10)

本議題では、高額動産の資産担保金融に関する国際的な規律の構築により、国際的な資産担保金融取引の円滑化を促進させようとする「可動物件の国際的権益に関する条約」の「宇宙資産議定書予備草案」について、国際登録所の監督機関を国連が担うことについて議論がなされている。

今会期では、国連が監督機関を担うことの是非についての議論が昨年にも引き続き行われた。

国連専門機関である国際民間航空機関 (ICAO) より、2006 年 3 月 1 日に航空機議定書が発効し、同時に登録所も開設されたこと、監督機関を ICAO 理事会が担う旨の報告があり、これを受けチェコより監督機関を国連が担うことを前向き

に捉えたいとの発言がある等、国連が監督機関を担うことを歓迎する国がある一方、インド、ギリシャ等、反対する国も見られ、コンセンサスは得られなかった。

また、私法統一国際協会 (UNIDROIT) からの宇宙資産議定書の検討状況に関する報告の中で、2006年12月11日から15日の間、ローマにて第3回政府専門家会合が開かれる予定との情報提供があり、本議題については次会期も引き続き検討を行うこととなった。

## 9. 国家と国際機関による宇宙物体登録の実際 (議題 11)

(1) 本議題は、昨今の宇宙分野における商業活動の増加等により、各国における宇宙物体登録制度の重要性が増していることを踏まえ、前々会期より2007年までの4カ年の作業計画で宇宙物体登録に関する審議を行うものであり、最終年には総会決議採択をめざして本委員会に報告書を提出する予定である。

(2) 今会期は4カ年の作業計画の3年目であり、シュローゲル氏 (ドイツ) を新たなWG議長に迎え、①管理・運営上の課題 (administrative/practical issues)、②非登録宇宙物体の扱い、③軌道上物体の所有者の移転の際の運用、④“他国 (foreign)” 物体の登録・非登録の4点につき、議論が行われた。

審議の結果、①については、宇宙物体登録条約への非加盟国に対する加盟の促進や、登録情報の均一化、各国の登録元の連絡先をCOPUOS事務局のホームページ上

に載せることなどについてWGでのコンセンサスの基礎が得られた。

②については、近年増えつつある国際機関による宇宙物体の未登録に対応するため、国際機関による登録条約の承認、もしくは登録条約以外の補完的な解決法が必要とされていること、分離した宇宙物体については各々登録することが推奨されること等についてWGでのコンセンサスの基礎が得られた。

③、④については、所有権の移転の際には、登録国が自主的に国連事務総長に情報提供すること、等についてWGでのコンセンサスの基礎が得られた。

(3) 我が国からは、物体登録制度に関する運用上の課題として、①提供情報の国際的不統一、②複数国が打上げ関与している場合の国際調整がある旨発言するとともに、昨年8月にドニエプルロケットによって打ち上げた光衛星間通信実験衛星「きらり (OICETS)」については我が国が登録国となったこと、外国と共同で運用を行う衛星については個別に調整することとしている旨を説明した。

## 10. 明年法小委議題 (議題 12)

スペースデブリについては、提案国のフランスから、科技小委におけるスペースデブリ低減ガイドラインの文書作成の進捗にあわせ、フランスを中心に、ESA全加盟国により、次々会期以降における議題化についての提案があった。

ブラジルからは、「各国のGeo-Spatialデータ (宇宙物体に

